

**国** プーチンの択捉島上陸は  
**家主権の侵害だ!**



四島のかけ橋を背景に遊郭隊一行

日本憲政社機関紙

発行所

憲政新聞社

T 330-0071

さいたま市浦和区上木崎  
1丁目7番3号301

電話 048(822)5758 (代)

毎月1回 1日発行

発行人 牧島憲意知  
編集人 同 上

郵便振替口座  
00140-3-127099

銀行口座  
みずほ銀行 大宮支店  
普通預金 185280

要望書

根室市長 石垣雅敏 殿

高市政権の発足から間もなく一年、「日本列島を、強く豊かに」を公約に掲げ、日本政治史上・初その女性首相として新たな歴史をスタートしました。公明党が二十六年続いた自公連立政権から離脱し、自民と日本維新の会による新たな連立政権が誕生したわけですが、今振り返ってみては間違いありません。

もともと中道リベラルの公明と、保守の自民とは、政治理念に大きな隔たりがあり、公明との連立は選挙協力のための都合主義によるものであったと総括せざるを得ません。

政権の安定には貢献したものの、肝心の政策立案では憲法改正や対中政策などで公明がブレーキを踏み続け、自党内のリベラル化にも大きな影響を及ぼしたと言えます。

一方、維新との新たな連立は、参院選で外国人対策を訴えた参政党的の大躍進などが示すように、高市首相の「日本と日本人の底力を信じたい」という思いが、

この高市首相の「日本と日本人の底力を信じたい」という所信表明演説は、力強いメッセージとして国民に受け入れられ、若い世代の心を捉えたのではないだろうか？

今や、リベラル路線に固執する野党、そしてオールドメディアから国民の心は完全に離れたいると言えまう。それは中国が猛反発している『台湾有事発言』を高市首相が撤回しない姿勢を見ると言えます。

国民が根柢支持しているところからも窺えます。

それがそのような高市政権の下、六月十日、懸案であった皇族数確保のための旧宮家男子の養子縁組でありましたが、この他にもスバイ防止法の制定、外国資本による不動産取得の規制強化、そして自民党本部の憲法改正など、国家の根幹に関わる重要施策を次々と実施し、国民の保守意識などを強固にし、自派の本意を正しく反映させるべく、積極的に政治的行動に出ています。

しかし、国民の意識の変化に政治がよく追いついてきた感があるもの、そこにブレッキオールドメディアとしての信頼は完全に失墜していると感じるものを見ることがあります。

さて、些か前置きが長くなりましたが、ここからは本題であります。

令和八年二月七日、我が国は四十六回目となる北方領土の日を迎えました。旧ソ連軍が第二次世界大戦末期から終戦後にかけて占領した北方領土に關しては、今なお、国際法による國境は未定のままであります。

ソ連を継承したロシアと『北方領土問題』を解決して平和条約を締結すること、これが長年の政府方針であるものの、近年のロシアの力による現状変更を恐れると懸念は強まるばかりです。

計ではあるもの、先月八月十三日に起きたプーチンの択捉島上陸であります。二〇一〇年には、当時のメドベージェフが、国後島に上陸しているため、ロシア大統領としては二度目の北方領土上陸といえることになりました。

今回は北方領土上陸においてプーチンは、『太平洋艦隊の軍事演習を観察し』『北方領土と千島列島は国際文書でロシア領と確定し』と述べたわけですが、この主張は極めて不当であり、看過できるものではありません！

北方領土は日本固有の領土であることを、我々は強く主張するものであります。

北方八十八年前の一九四五(昭和二十年)八月九日、旧ソ連は当時有効だった『中立条約』を一時的に破つて対日参戦し、北方領土を不法に占拠し今日に至っているのが史実であります。日本がボツダム宣言を受け入れ、九月二日に降伏文書を調印したにもかかわらず、ソ連が北方領土を占拠完了したのちは九月五日のことでありました。

プーチンが主張する『国際文書』とやらが、連合国と日本との間で締結された一九五一年九月のサンフランシスコ講和条約を示すのであれば、この条約で日本が放棄した『千島列島』に北方領土は含まれません。しかも、この時、この条約にソ連は署名すらしていないことです。

日本政府は強く主張すべきであります。

プーチンは事実でありながら、北方領土は第二次大戦の結果としてロシア領になったと繰り返して主張してきたわけですが、北方中立条約を無視して不法占拠を行ったことを正当化する狙いがあるのでしょうか？

国際法観視も甚だしい不逞な国家であるロシアは、国後島と択捉島に地対艦ミサイルを配備するなど中国の爆撃機が日本周辺で共同飛行を展開しており、我が国に重大な懸念を生じさせています。

アと中国の爆撃機が日本周辺で共同飛行を展開しており、我が国に重大な懸念を生じさせています。

そこへ、今回の北方領土上陸でありますから、ロシアとしては対口制覇への対抗措置の一つもより難にしたのは紛れもない事実であります。

日本はロシアによる北方領土不法占拠の史実を国際社会の法秩序に広く訴え、国際世論の圧力を更に強める必要があるのでないでしょうか？

北方領土問題は、我が国が領土を取り戻す決意を強く持ち続ければ、国際情勢が動くチャンスが必ず訪れると確信しております。

日本国民悲願の達成まで、食糧の更なるお力添えを賜りたく要望書を提出致します。

皇紀貳千六百八拾六年  
令和八年九月吉日

【北方領土奪還遊説隊連絡事務所】  
さいたま市浦和区上木崎一丁目七番三号三〇二  
政治結社 日本憲政社